改正政省令で「なにが変わる」新たな化学物質規制

なにを? いつから?

リスクアセスメント対象物質に ついて曝露濃度の低減措置

ラベル表示・SDS通知物質の 大幅な追加

リスクアセスメント対象物資の拡大(674→2,900以上)

がん原性物質の作業記録 作成 & 30年保存

「濃度基準値設定物質」は、曝露の程度を 「濃度基準値」以下としなければならない

令和5(2023)年 4月

※ 1

令和6 (2024) 年

4月

ラベル表示物について 別容器への小分け時にも表示

皮膚、眼に対し健康障害が明らかな物質 直接接触の防止・適切な保護具の使用

リスクアセスメント物質の製造、取扱、譲渡事業場 「**化学物質管理者」**の選任義務(製造:講習修了者)

作業環境測定の再評価結果が「第三管理区分」の場合 外部の**「作業環境管理専門家」**に意見を聴く

※ 2

※1、※2 化学物質による曝露低減について 衛生委員会にて調査審議